

番号	(1) (2)
項目	・「公園樹・街路樹の安全対策事業」で伐採予定の樹木について、本当に切る必要があるのか。剪定などをすれば残せる木があるのではないか。1本ごとにあらためて精査し、その内容を公開すること。 ・市民の安全・安心に支障をきたすリスクが低い樹木の伐採を延期し、経過観察とすること。
(回答) ・本事業の撤去対象樹木につきましては、一本一本、本市職員による調査を行い、その結果、健全度や公園施設の損壊、植栽密度といった植栽環境、樹木周辺の公園利用状況等、公園利用者の安全・安心を確保するという観点から対象樹木を選定したものです。 ・これらの樹木について、一本ごとの撤去理由と植え替えの計画につきましては、別紙のとおりです（精査後の処置方針等については二重線の枠囲み内に記載しています）。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121

番号	(3)
項目	・この事業のあり方を見直すために、市民や専門家、行政が入った検討機関を設置すること。
(回答) ・本事業は、公園管理者として、日常の維持管理では、扇町公園の安全と快適性を維持できなくなった樹木を対象として、短期集中的に撤去・更新を実施するものであり、これまでも地域の方々への説明やホームページへの撤去理由の掲載、撤去樹木への張り紙など、市民の皆さまへの丁寧な説明に努めながら進めてきております。 ・引き続き、市民の皆さまに本事業の必要性を丁寧に説明しながら、扇町公園を安全・安心して利用していただけるよう、事業を進めてまいります。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121